

人権

部落差別は深刻な人権侵害です！

皆さんはこの世に生を受けた時、ご両親や出生地を自分で選んで生まれてこられたのでしょうか。それはありえないことですが、同和問題は、その出生地や家族という本人ではどうしようもないことで一方的に差別をうける、まさに不合理な問題です。

同和問題の本質を短くまとめると、「同和問題はわが国の歴史的発展過程で形づくられた身分的差別により今日においてもなお、同和地区・被差別部落に生まれた、又は住んでいるという理由だけで、根拠のない言い伝えや偏見によって差別され、すべての国民に保障されているはずの基本的な人権が、完全には保障されていないという重大な人権問題」と言うことができます。

私たちは、この差別について改めて考え、自分の認識を点検する必要があります。

熊本県人権情報誌「コッコ通信」より抜粋

国民年金だより

国民年金保険料の追納制度をご存知ですか？

国民年金には、経済的な理由等で保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料の全額又は一部が免除される「申請免除制度」や障害基礎年金を受けている人などが該当する「法定免除制度」があります。

また、若年層（20歳代）を対象として保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」や学生を対象とした「学生納付特例制度」もあります。

これらの保険料免除や納付猶予などを受けた期間については、年金を受け取るために必要な受給資格期間に算入されますが、受け取る年金額が少なくなります。

このため、保険料免除や納付猶予の期間が10年以内であれば、あとから保険料を納付すること（追納）ができるようになっていきます。将来、受け取る年金額を増額するためにも、追納することをお勧めします。

なお、保険料の免除や納付猶予などの承認を受けられた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。追納保険料は、先に経過月の分から順次納めていただくこととなります。

●これからの年金相談日程（毎月第4金曜日）

2月28日（金） 3月28日（金） ※事前に予約が必要です

■お問い合わせ先 住民福祉課 福祉係 Tel (62) 1111 (内線132)